

令和3年社会生活基本調査の概要

調査の目的

国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動を調査し、仕事や家庭生活、地域活動等に費やされる時間など国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ること。

調査の概要

調査の沿革

- 昭和51年から、5年周期で実施（令和3年調査は10回目）
- 平成13年から、生活時間の回答方法について、従来のプリコード方式（調査票A）に加え、アフターコード方式（調査票B）を導入

※ 調査票A⇒あらかじめ行動の種類（20分類）が印刷された調査票に、世帯員各人が自分の行動を分類し、時間区分ごとに回答
調査票B⇒世帯員各人に時間区分ごとに行動の内容を自由に回答してもらい、集計の段階で、あらかじめ定められた基準に従って分類

調査期日

- 令和3年10月20日。ただし、生活時間の配分についての調査は、10月16日から24日までの9日間のうちの連続する2日間

調査範囲及び報告者数

- 全国の世帯及び世帯員
 - ・ 調査票A⇒約86,000世帯、世帯員約183,000人
 - ・ 調査票B⇒約5,000世帯、世帯員約11,000人

調査事項

- 調査票A
 - ・ 1日の生活時間の配分（2日間）
 - ・ 過去1年間における主な生活行動（学習・自己啓発・訓練、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽）等
- 調査票B
 - ・ 1日の生活時間の配分（2日間） 等

調査組織

総務省 — 都道府県 — 指導員 — 調査員 — 報告者

調査方法

- 調査員が世帯ごとに調査票を配布し、世帯は調査票を調査員へ提出又はインターネットで回答

集計事項及び結果公表

- 調査票A（過去1年間における生活行動、1日の生活時間の配分に関する調査結果）⇒ 令和4年9月末までに公表
- 調査票B（1日の生活時間の配分に関する調査結果）⇒ 令和4年12月末までに公表

社会生活基本調査における障害者統計の充実について

総務省

1. 社会生活基本調査について

社会生活基本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として、1976年以来、5年ごとに実施している統計調査である。

2. 欧州統計局の設問の導入

(1) 欧州統計局の設問の概要

欧州統計局では、健康に関し「ふだんの健康状態」、「慢性的な病気や長期的な健康問題」及び「日常生活への支障の程度」の3つの設問がセットされており、「欧州統一生活時間調査（HETUS）ガイドライン」などで使用されていることから、欧州各国の生活時間調査で採用されている。

上記設問のうち、「日常生活への支障の程度」が欧州統計局において障害を捉える定義の一つとして紹介されている。

(2) 欧州統計局の設問を採用した理由

令和元年度に内閣府の調査研究事業として実施された「令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究事業」の報告書において、ワシントングループ又は欧州統計局のいずれかを基礎として検討する方向性が示された。

上記報告書の方向性を踏まえ、令和3年社会生活基本調査に障害者を捉える設問を導入するとともに、新たに追加を検討する設問としては、下記の理由により、欧州統計局の設問を採用することとしたもの。

- ① 日常生活への支障の程度を尋ねる欧州統計局の設問は、欧州連合の主要先進国における生活時間調査で広く採用されているところであり、同じく生活時間調査である社会生活基本調査でも、同じ設問を採用することが適当
- ② ①のとおり、欧州連合の主要先進国における生活時間調査で用いられている事例が多く、生活時間に関する国際比較が可能
- ③ 社会生活基本調査では元々「ふだんの健康状態」について尋ねており、欧州統計局の設問も、「ふだんの健康状態」を尋ねた上で、「慢性的な病気や長期的な健康問題」及び「日常生活への支障の程度」の設問が設定されていること

3. 設問の追加による集計事項の充実について

「日常生活への支障の程度」については、例えば「男女」別、「年齢」別といった基本的な属性情報別の集計に加え、「ふだんの就業状態」別（有業者・無業者の別）とも組み合わせた集計を行うこととしており、このような属性別に日常生活への支障の有無による行動者率や生活時間の違いをみる事が可能となる。

以上